

令和2年 第2回

教育委員会臨時会会議録

令和元年1月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2536号
令和2年第2回臨時会

日 時 令和2年1月28日(火) 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充について
- 2 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について
- 5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 協議事項

- 1 令和2年度港区教育委員会事務局組織の改正について

日程第3 教育長報告事項

- 1 令和元年度教育委員会表彰受賞者について

- 2 港区スポーツセンタープールの休止について
- 3 令和元年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について
- 4 後援名義等の12月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の12月の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 8 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 9 図書館の12月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 11 2月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和2年第2回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充について

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。議案第2号「幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第2号、幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充についてご説明いたします。資料は本日付議案資料ナンバー1でございます。

本件は1月14日の教育委員会終了後に情報提供をさせていただき、その後、1月17日付でご協議したものになります。1月20日に庁議に付議して内容をご了承はいただいております。本日、審議いただいた上で、ご異議がなければ本案件について決定となります。

先日の情報提供後、庁議などを通じて大きな変更はございませんでしたが、内容については改めてご説明をさせていただきます。資料を1枚おめくりいただきまして、A4横書きの資料1枚目、タブレットでは2/6をご覧ください。

「審議内容」は多子世帯への経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境を整備し、港区から少子化対策を一層推進するため、(1)兄や姉の年齢にかかわらず多子世帯への負担軽減施策を適用すること、(2)私立幼稚園副食費の負担軽減の対象を第2子以降に拡大することの2点を令和2年4月から実施することをお諮りするものでございます。

項番1「これまでの取組」の(1)「概要」に、幼稚園に在園する多子世帯について、どのような負担軽減を図ってきたのかについて簡単にまとめております。幼稚園在園時保護者への負担軽減策においては、対象となる幼稚園児が第何子に該当するかが補助金額やそもそも、その補助が受けられるかといった点に関係をいたします。

幼稚園については、国の事業でありました就園奨励費補助事業の拡充により、補助対象のお子さんが第何子に該当するのかを数える際に対象とする兄や姉の範囲を順次拡大してまいりました。その子どもの数の数え方という点では、第1段落の最後の方に記載がありますように、平成20年度以降は小学校3年生までの兄や姉から数えるという方法をとっております。

2段落目でございますが、平成27年度には、区独自の施策として、就学前の子どもがいる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、2人目以降の子どもを望む保護者の子育て環境を整備し、港区から少子化対策を推進していくため、小学校3年生までの兄や姉という範囲はそのままに、

第2子以降の区立幼稚園保育料及び区立幼稚園の子育てサポート保育料の年間利用保育料を無料としています。第2子以降は保育料無料という点については、保育園利用者と同様の対応をとっているということになります。

3段落目でございますが、令和元年の10月には、幼児教育・保育の無償化が開始されて、区立幼稚園保育料が全世帯無料となりましたけれども、区立幼稚園の子育てサポート保育や私立幼稚園保育料等については、引き続き保護者負担が残ることから、多子世帯への負担軽減策を継続しております。

また、多子世帯に対する新たな給付として、私立幼稚園の第3子以降、または低所得世帯の子どもの副食費に対する給付を創設しています。

資料2ページ目にお移りいただきまして、一番上の(2)をご覧ください。幼稚園関係でお子さんが第何子に該当するかによって補助金額が変わる、あるいはそもそも対象になるか否かが決まる施策を掲載してございます。アからエの四つがございまして、ア「私立幼稚園等保育料保護者補助金」については「補助金月額」のところに記載がありますように、第2子、第3子の場合、第1子よりも高い金額が支給される形となっております。イ、ウについては、私立幼稚園の給食のうち副食費、いわゆるおかずに対する補足給付でございます。これは、給付対象が第3子以降及び低所得世帯となっており、ほかの軽減施策が第2子からとなっているところと差がある状態でございます。エの「区立幼稚園の子育てサポート保育年間利用料」については、第2子以降の保育料も無料としています。

続きまして、項番2「現状の課題」の(1)「子どもの年齢構成の違いによる負担較差」というところをご覧ください。先程申し上げましたように、負担軽減施策に関して小学校3年生までの兄や姉から数えて何人目という判断をしていることによって生じている課題でございます。同じ人数のお子さんを養育していたとしても、小学校4年生以上の場合、補助金額や対象となるかが変わってきてしまい、保育料負担等に差が生じているという課題でございます。

(2)「負担軽減対象要件の差」でございますが、こちらは無償化に伴い開始した私立幼稚園の副食費への補助に対する課題ということで、先程も触れましたように、この補助については対象が第3子以降となっております。ほかの負担軽減は第2子からとなっていて、差が生じている状態でございます。

これらの課題を踏まえまして、3ページの項番3に、今回お諮りする拡充について記載しております。現状の多子世帯の負担軽減施策における課題を踏まえまして、就学前の子どものいる子育て家庭の保育料等の負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む保護者が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を推進するとともに、保護者が公立・私立を問わず、幅広く幼稚園を選択できるようにしていくという従来の考え方を一層推進するため、令和2年4月から以下のとおり幼稚園における多子世帯の負担軽減を拡充いたします。

(1)が「負担軽減の対象算定における子どもの年齢範囲の拡大」ということで、これまで小学校3年生までの兄や姉から子どもの数を数えるとしていた、負担軽減の対象となる子どもの算定方

法について、区独自に兄や姉の年齢にかかわらず、算定の対象とします。ただし、算定の対象は、これまで同様、保護者と生計を一つにする子どもに限ります。

なお、区立幼稚園子育てサポート保育年間利用料については、保育料額を条例で規定しているため、「港区立幼稚園の保育料に関する条例」を一部改正し、兄や姉の年齢にかかわらず第2子以降の保育料を無料とします。2点目として(2)「私立幼稚園副食費の負担軽減における対象世帯拡大」です。これまで第3子以降及び低所得世帯の子どもを対象としていた私立幼稚園の副食費に対する負担軽減施策について、港区の幼稚園や保育園における他の多子世帯負担軽減施策と同様、区独自に対象を第2子まで、第2子以降からというふうに拡大をいたします。

次に、4ページ目でございます。「区の財政負担」を掲載してございます。「内訳」は記載のとおりでございますが、年間で3,190万3,000円程度の負担増と見込んでおります。幼児教育保育無償化のときに国の補助金が増えるということで、例年実質負担が下がるというご説明を差し上げたのですが、そこで試算したのは、年間で1億3,200万程度が幼保無償化によって、補助金が入ってくることによって区の実質負担が下がるというご説明を差し上げました。今回の施策では、逆に3,190万3,000円年間負担が増という形になります。実質負担は幼保無償化前よりも、区の実質負担は下がっているというような状況が続きます。

「実施時期」は先程、申し上げましたように令和2年4月1日から。「今後のスケジュール」は記載のとおりでございますが、規則改正の部分につきましては、区立幼稚園のことになりますので、学務課長の方からご説明を差し上げます。

○学務課長 後程、詳しく説明させていただければと思いますが、今回の条例改正の中で、年齢制限という部分がございます。その部分が、規則の中で、港区立幼稚園の保育料に関する条例の規則という部分の中で、内容について、最年長の子どもについて規定している部分がございますので、そこを削除することになります。

私からは以上になります。

○教育長 では、後でそれは説明してもらえますよね。

○学務課長 はい。

○教育企画担当課長 済みません、引き続きちょっと参考資料をご覧くださいとイメージがしやすいかと思っております。上が区立幼稚園、下が私立幼稚園の場合を示しております。例えば区立幼稚園について、真ん中の「令和元年10月」の箇所をご覧ください。無償化後の現在の状況を示しています。ここに表示した兄弟構成は小学校4年生、幼稚園児である5歳児と3歳児という構成です。無償化により区立幼稚園の保育料は無償化されましたので、5歳児・3歳児ともに保育料は無料という形になっています。ただし、現状では小学校4年生のお子さんは多子負担軽減の対象として数える範囲の外になっていますので、幼稚園の方の関係では5歳児の子は第1子、3歳児が第2子というふうになります。そのため、子育てサポート保育料の年間分については、第1子とされる5歳児のお子さんは全額保護者負担、第2子とされる3歳児は無料となっています。

これが右側の「令和2年4月」以降は、多子負担軽減の対象として数える範囲が拡大して、小4

のお子さんを第1子と数えますので、5歳児のお子さんが第2子、3歳児のお子さんが第3子となって、これまで全額負担いただいていたこのケースの場合でも、5歳児のお子さんの年間サポート保育料の年間分も無料となります。

次に、私立幼稚園の場合でございますけれども、下の欄ですが、同じく真ん中が「令和元年10月」無償化後の現在ということになっています。ここに記載した兄弟構成、小4が一番上で、5歳児、4歳児、3歳児の幼稚園児がいるというような形になっています。これも同じく現状では小4のお子さんを数えず、5歳児が第1子、4歳児が2子、3歳児が第3子になります。保育料への補助金は第何子かに応じた額が支給されるという形になっています。副食費への補助は現在、第3子以降からとなっておりますので、3歳児のみに支給されています。

これが右側の「令和2年4月」以降は5歳児が第2子、4歳児が第3子、3歳児が第4子となりますので2、3、4になりますので、保育料への補助金もそれに応じた額が支給されます。また、副食費については第2子以降から拡大いたしますので、このケースでは、幼稚園に在園されるお子さん全員が対象となるという形になります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

ちょっと前に説明してもらったのですけれども、さらにこう内容を深めるという意味で、2ページ目の(2)のイとウの違い、これは説明してくれますか。「新制度」というのが入っている。内容的には同じではないですか。そこは説明してくれますか。

○教育企画担当課長 2ページ目の(2)のイとウ、基本的には副食費、幼稚園での給食におけるおかず部分への給付というところでは同じなのですけれども、その園の類型と言いますか、今、私学補助で従来どおり、子ども・子育て支援新制度が始まる前から存在している、港区内の私立幼稚園14園全てそうですけれども、私学助成の状況で運営されているそちらについては給付という形で月額4,500円の給付金という形で、保護者の方に、おかずのお金がかかったら、申請に基づいて給付するという形をとる制度になっています。

ウの方は「新制度私立幼稚園副食費免除」ということで、これは子ども・子育て支援新制度上の幼稚園という方になった園については、こちらについては基本的には副食費を免除して、その園に対して4,500円を上限に自治体から副食費を支給するというような形の制度設計になってございます。その違いがこのイとウにございます。

○教育長 あわせて4ページのところ、その「歳出」のところ。4の①の「歳出」の三つ目の「・」のところ、誰もいないではないですか。これというのは、たまたまいないだけという理解でいいのですか。

○教育企画担当課長 これは、現状たまたまいないというか、その年齢範囲拡大に当たる方がいないということで、このゼロという形になります。

○教育長 分かりました。それで、またそれに関連する3ページの(1)の「年齢範囲拡大」とい

うのがあるではないですか。説明の中で2行目に「兄や姉の年齢にかかわらず」ということになっているのだけれども、成人している兄、姉でも大丈夫なのですか。そこは、ちゃんと説明しないとならないでしょう。

○教育企画担当課長 こちらは、特定被監護者という考え方になっていまして、成人をしていても成人前にその保護者に扶養されており、生計を一つにしている場合については、成人している兄弟でも、この兄弟の範囲に入る、数えるという形になっています。

○教育長 そこが何も書いてないではないですか。

○教育企画担当課長 はい。そうですね、済みません。こちらの資料には、そこは記載をしていません。

○教育長 それはやはり書かないといけないと思いますよ。「年齢にかかわらず」だったら、扶養になっていようがなくなってなかりが兄、姉だったら全員としか理解できないではないですか。

○教育企画担当課長 兄、姉のその年齢にかかわらず算定というのは、先程ご説明したとおりの考え方でございますので、その点については、後程この審議資料を最終的には修文をさせていただいて、この中に律しておきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今、私が確認しようと思ったところを教育長が聞いてくださったのですが、成人の場合、実際に例えばかなり年齢の離れた兄弟、あるいは再婚後の兄弟であると親が違ふ、実際の生みの親は違っているということはある訳ですよ。そういうときに兄や姉が成人の場合、どこまでそれを認めるのか。

つまり、子育て支援としてこういうものを広げることは大いに結構だと思っているんですけども、一方でこういうものがだんだん積み重なってくると、要するにモラルハザードの問題が出てくるのではないかと思うのですが、そういうことをどう考えていくかということも一方で必要になるのではないかと思います。その点はどういうふうに議論がされている、あるいは考えていますでしょうか。

○教育企画担当課長 そうですね。確かにそういった色々な世帯構成で兄弟の範囲をどこまで数えるかというところが出てくるとは思いますけれども、今回のこの制度においては、保育の方も同じですけれども、先程申し上げた特定被監護者の概念というので決定するという形になっていますので、特定被監護者はもちろん未成年で実のお子さんと、あと成年されていますけれども、もともと未成年のときに保護に入っていたお子さんと同一の生計にまだ入っている方。そういった方になりますので、そこの概念で今回は整理させていただいているというような形です。

ちょっとこれ以上、どこまで拡大するのかとか、先程先生がおっしゃったモラルハザードというお話については、検討課題にはなってくるとかとは思いますが、基本的には今回は特定被監護者の範囲でという形を出しています。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第2号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第3号「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」ご審議をお願いいたします。

資料ナンバー2をご覧ください。議案第3号になります。1枚おめくりいただきまして、港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例案の案文でございます。資料ナンバー2-2は新旧対照表でございます。その次、まず資料ナンバー2-3の方をご覧くださいと思います。タブレットで言いますと、8/8になります。

まず、囲みの部分です。区立幼稚園の第2子の子育てサポート保育料の年間利用を、兄や姉の年齢にかかわらず無料とし、あわせて規定の整備を行うものでございます。

1の「改正内容」です。区立幼稚園の基本保育料は、令和元年10月1日から全て無料としておりますが、14時から16時半まで希望する方を対象に実施しているサポート保育の保育料につきましては、最高階層で年額9万6,500円を負担していただいております。この度の改正では、多子世帯への負担軽減のため、これまで小学校3年生までの兄、姉がいる場合、第2子以降を無料とするものでしたが、その年齢制限を撤廃するものでございます。区立幼稚園のサポート保育料は、保育料額を条例で規定しているため、条例の一部改正を行うものでございます。

「施行期日」については令和2年4月1日です。

「今後のスケジュール」です。令和2年2月12日、区民文教常任委員会。2月中旬に第1回の定例会の方に議案を提出いたします。3月中旬に広報みなとホームページによる周知を行いまして、3月中旬に「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご審議をお願いいたします。4月1日から実施です。規則の内容につきましては後程、新旧対照表の中でご説明いたします。

続いて、資料ナンバー2-2をご覧ください。新旧対照表です。上段が「改正案」、下段の方が「現行」です。「現行」の保育料の負担軽減のパターンとして、半額が一ケース、無料とする場合が三つのケースを規定してございました。下段の「現行」第2条第2項では、保育料を半額とするケースを規定してございます。区民税の所得割課税額が7万7,101円未満、年収で言いますと約360万円未満の世帯で小学校4年生以上の兄や姉がいる場合は、その世帯での第2子を半額とする旨の規定でございます。

保育料につきましては年に2回計算しておりまして、4月から8月分は前年度、9月から3月分については当年度の区民税所得割課税額をもとに算出してございます。なお、5行目から6行目に出ております「特定被監護者等」とは、保護者と生計を一にする子どものこととでございます。

第2条第3項は、保育料を無料とする三つのケースを規定してございます。第1号のところですが、小学校3年生までの兄や姉がいる場合、第2子以降は全て無料という規定です。ただし書きの部分ですが、課税額7万7,101円以下の世帯については現行では年齢要件があるため、兄や姉が在籍している施設を教育委員会規則で規定しているものです。この規定の内容ですけれども、港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の第5条の中で、最年長の子どもについて規定してございます。区立幼稚園以外の第1条項に規定する幼稚園のほか、居宅型保育事業であったり、また小規模保育事業を利用している場合、または障害や疾病等やむを得ない理由により在宅で保育をされている場合、小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である場合、これは就学猶予等を想定した条項となっております。その他、教育委員会がいずれかに準ずると認める場合というような規定がございまして。この中で兄や姉の年齢制限を今回撤廃することになりますので、規則改正によって削除するものでございます。

第2号は区民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯で、小学校4年生以上の兄や姉が2人以上いる場合は、その世帯の第3子以降を無料とする旨の規定です。第3号は、区民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯でひとり親の場合、全ての幼児を無料とするものです。以上は、今回、小学4年生以上の兄や姉を対象とすることになりますので、削除をいたします。

続いて、上段の「改正案」です。最初のページに戻っていただきまして、第2条の2項です。先程の条文を削除しまして、新たに全世帯の小学校4年生以上を第1子のカウントとしまして、第2子以降の子育てサポート保育料を無料とするために規定するものでございます。

次ページをご覧くださいと思います。第1号では、生計を一にする特定被監護者等のうち、最年長以外の全ての幼児、第2号では区民税所得割課税額が7万7,101円未満である生計を一にするひとり親世帯に属する全ての幼児について、これまでどおりの規定を残し、無料といたします。

次ページ、3条ですけれども「教育委員会規則」という文言がございまして。これは「委員会規則」という文言を「教育委員会規則」という表記に改めるものでございます。下段のところ、第2条の条文で「教育委員会規則」という表記がありまして、この条文を削除するため、表記を改めるものでございます。

「付則」です。令和2年4月1日からこの条例を施行いたします。この度の改正は、令和2年4月分以降の保育料について適用し、令和2年3月までの保育料は先程の例によるものといたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

二つ質問があるのですが、新旧対照表で、どちらでも、改正案でも現行でもいいのですが、**「特定被監護者等」**とあるではないですか。この**「等」**は何なのですか。

○学務課長 「特定被監護者」というのは、その生計を一にする子どもという形になりまして、「等」という部分は、これまで監護されていた者というような表記になってございます。

○教育長 監護されていた者？

○学務課長 「特定被監護者」というのが、保護者と生計を一にする子どものことということで、子どもが別居する場合も当然含まれます。保護者に監護されていた者という場合は、未成年であったときに保護者が監護していた者という形で定義をしてございます。子どもが成長して成年に達した場合ということで、なおかつ生計を一にしている場合という、そういったことを想定してございます。

○教育長 ごめん、ちょっとよく分からなかった。

○学務課長 大学生等で例えば成人した場合でも、生計を一にする場合があるかと思いますので、成年に達した後でも、その生計を一にするという位置づけにしているという、そういう意味でございいます。

○教育長 別居していてもということですか。

○学務課長 別居している場合でも、生計を一にしている場合は含まれるという、そういう解釈でございいます。

○教育長 そうすると、「監護者」というのは何。

○学務課長 「監護者」というのは、保護者に現に監護されている未成年者のこと。

○教育長 どう違うか。

○中村委員 「特定被監護者」というのは、もう未成年が前提なのですね。

○学務課長 そうなります。

○中村委員 「特定被監護者」というのは、もう未成年が前提。

○学務課長 ええ、生計を一にする子どものことということで未成年。成年に達した場合も想定しているのです……。

○教育長 今、中村先生が指摘したように、未成年かどうかというのをちゃんと言わないと。子どもは別に未成年だろうが関係ないでしょう。

○学務課長 「特定被監護者」というのが、現に監護されている未成年者のこと。「等」の場合で、これまでされていた方というふうになりますので、子どもが成長して成年に達した場合で生計を一にする場合ということになります。

○山内委員 だからやはり成人に達していても、就学ももうしていなくて、極端な、例えば30歳で就学はしていない、就業もしていない。そういう人でも対象になるということですよ。

○学務課長 ええ、対象になります。ちょっと下に幼稚園児がいるかどうかはちょっと分かりませんが、そういう場合も。先程、先生がおっしゃっていた連れ子の場合も含まれるということになっています。

○中村委員 連れ子も含まれるのですか。

○学務課長 はい。

○教育長 それからも一つなのですけれども、「幼児」という言葉が出てくるのだけれども、この「幼児」の定義は、幼児というのは、もう定義しなくて大丈夫なのですか。

○学務課長 後程、確認させていただきます。すぐにご回答できるかと思います。

○教育長 そうではないと、これをしっかり定義しないと分からないよね。

○学務課長 申し訳ございません、港区立幼稚園の保育料に関する条例の1条の中で、「小学校就学前子どもに該当する」という規定がございます。

○教育長 それがないと「幼児」と分からないよね。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第3号については原案どおり可決することに決定いたします。

3 港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第4号「港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、議案資料ナンバー3になります。令和2年度は、港区青少年委員の新たな委嘱期間が始まります。この度、港区の年少人口が増加傾向にあることから、現在規則で定められている港区青少年委員の定数「27人以内」を「32人以内」とすることについてお諮りいたします。

タブレット番号3/4をご覧ください。「港区青少年委員の設置等に関する規則新旧対照表」になります。上段が「改正案」になります。

本日、机上配布しておりますA4横の資料をご覧ください。港区青少年委員定数についてになります。表の真ん中より左側が現在の状況になります。候補者推薦数というのが定数であり、現在の委員数もこの数、27人となっております。真ん中より右側が令和2年度、3年度の2年度以降の候補者推薦数、つまり委員の定数になります。

網掛けとなっている地区が、増員する地区となります。この地区が1名ずつの増員となるために、全体で5名の増員ということで、全体の定数が32人となります。

このお配りした表に基づきまして、定数の考え方を参考にご説明いたします。平成30、令和元年度青少年定数の表を見ていただきたいのですが、青少年委員の地区というのは中学校区、一番左上の地区名になりますけれども、そちらを基本としております。その上で、区立小学校通学区域ごとに1名を基本としております。左側の表、一番下に18とありますが、こちらが基本ですが、1中学校区に小学校が1校しかない場合は最低委員数2名としております。これに該当するのが御成門、白金の丘学園、赤坂、お台場学園、高陵になります。こちらで22。さらに青少年委員

1名当たりの年少人口1,000人を目安に、年少人口の多い地区には委員数を加えることとしております。この考えに基づいて、現在定数が増えている地区というのが、高松地区と港南地区になっております。

タブレット番号の方の4/4をご覧ください。項番2の「施行期日」になります。現在、各地区委員会から推薦を受け付けているところです。次年度の委嘱に向けた準備のために施行日は令和2年2月1日としております。

説明は以上です。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第4号について原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について

○教育長 次に、議案第5号「港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、議案第5号、港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について、ご審議をお願いいたします。審議資料はナンバー4になります。

前回の本委員会での協議ののち、1月20日の庁議の指摘を受け、一部修正をしております。介護施設の整備手法等の変更に関しまして、3ページ中段に介護施設整備の変更前後の比較表がございますが、この床面積に関する記述として、変更後の面積を前回450平米程度と記述していたものから、今回400平米程度に修正しております。これは来年度の目標計画の見直しによって検討されるべきものであることから、現時点では当初計画の400平米をそのまま変更後の面積としたものでございます。これに伴いまして、その下程の項番4(2)の1行目に当たる整備費について約2億7,000万円という記述から、約2億4,000万円と修正をしております。なお、教育施設に関する主な修正点はございませんでした。

それでは、1ページに戻りまして「審議内容」でございます。港区立赤羽小学校等施設整備について、住民意見を踏まえて再検討の結果、小規模多機能型居宅介護施設を北側敷地に配置変更するものでございます。また、介護施設の整備手法は、区有地の貸し付けから建物の当該部分の貸し付けに、運用開始時期を令和3年10月から令和8年4月に変更いたします。こうした再検討に時間を要したため、小学校新設校舎の運用開始時期を令和5年1月から同年4月に変更するものでございます。

それでは、まず項番1の「経過」でございます。前回の説明と重なりますが、まず赤羽小学校等

施設整備計画に基づき、平成31年1月に紛争予防条例に基づく住民説明会を開催したところ、記載がございます4点について、意見が出されました。その後も区は住民の理解を得るために、各説明会を開催してまいりましたが、特に介護施設については、車両通行の安全性について、不安を解消することができませんでした。こうしたことから、区は、こうした意見や小学校の整備時期との関係も踏まえまして、介護施設を北側敷地へ配置することについて慎重に検討することといたしました。

裏面に行きまして、さらにこうした検討において、北側敷地の路地部分のさらなる安全性の確保について、隣接地の土地所有者へ、隣接地の一部の利用について協力を要請したところ、了解が得られたことから、こうした検討を踏まえ、令和元年12月に介護施設の配置変更案について住民に示したところ、当該案を含む全ての意見項目について理解を得ることができました。

続きまして、項番2でございます。介護施設の配置検討においては、現計画の基本的な考え方を踏まえ、複合施設のプラン検討や関係法令の確認を行った結果、配置変更を可能とし、あわせてその他の諸施設においても、表にある機能拡充の見込みを得ることができました。

続いて、3番の介護施設の整備手法の変更についてです。現計画では、南側敷地の一部の土地を民間事業者へ貸し付け、整備運営する計画としてきました。北側敷地の配置検討においても、敷地を分けて貸し付ける方向を検討いたしましたが、接道に関する法的な要件を満たすことができないため、幼稚園舎と一体的に区が整備し、当該部分を民間事業に貸し付けることといたします。この整備手法の変更点は基本のとおりでございますが、開設時期につきましては、幼稚園舎の工事とあわせて令和8年4月からといたします。

続いて、4番の施設整備費用の変更では（1）の必要な設計等経費、（2）の介護施設整備に係る経費、（3）の新たな教育環境の整備に係る経費につきましては記載のとおりでございます。

なお、こうした設計費用及び工事費用につきましては、整備経費全体の縮減に努めるとともに、来年度の基本計画の見直しの中で精査し、決定の際は改めて本委員会に諮ってまいります。

続きまして、5番の「整備スケジュールの変更点について」でございます。こうした再検討に伴いまして、赤羽小学校の校舎の運用開始時期を令和5年1月から令和5年4月に変更いたします。

最後に6番の「今後のスケジュール」です。来月2月に各常任委員会に報告し、第1回定例会で工事契約案件の審議を予定しております。来年度5月に第Ⅰ期工事に着手するとともに、北側敷地の基本計画の見直し検討に着手いたします。以降のスケジュールはご覧のとおりです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○**山内委員** 今回、民間事業者へ貸し付けて、複合施設としての整備ということですが、今後このような複合施設の中での民間事業者への貸し付けというのは、今後もあり得ることだと思いますので、質問をします。

3ページが一番上のところに「この場合、民間事業者の整備費負担が発生しないことから、より多くの事業者の参入が見込まれ、良質な介護サービスの提供が期待できます」とある。そして「ま

た、施設が区の所有となることから、将来的に新たなニーズでの活用も可能となります」とありますけれども、民間事業者にとってみれば初期投資の費用が、設備に関してかからなくて済むし、帳簿上で言えば減価償却も発生しないということを考えれば、非常に有利な形で入りやすいのは事実なのですが、でもその利益をそのまま民間事業者が残しておけば、そんなに介護サービスの質の向上にはつながらない訳です。どういうふうにどういう契約をして、要するに実際の区の複合事業としての質を担保するかという、そこの仕掛けまで考えておかないと、実は良質な介護サービスの提供は期待だけに終わってしまうと思うのですが、その点は何かお考えになっていることはあるのでしょうか。

○学校施設担当課長 当初計画では土地を切り分けまして、その初期費用を建設にかかる初期費用から全てこの事業者が担うとされていたところが、今回、区が一体的に整備しましてその一部分を貸し付けるということになります。当初から土地を切り分けたその先の事業については、少し事業参加者が少なくなるというところも実は懸念されていたところでございます。

その事業においてはさらに、校庭開放等々をするとか、その利益を上げるというところも今後の事業者の提案を受けて、その指定をするということになっていたというところを聞いておりますけれども、いずれにしても今回はその初期費用がかからないということにおいては事業者の参加がより多く見込まれ、その中で決定されるだろうというところが区のメリットを保持できるというところで、今のところ認識しているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 民間事業者をうまく組み入れないと介護サービスというのは回らない訳ですけれども、そのときに当然民間事業者にとって利益も出ないと魅力的な事業にはならないのですけれども、一方で区がある程度関与する場合、どうその質を担保できるか、質が高まる方向でうまくそれが行けるようにするか、そこがやはり重要な点だと思うのです。

それは、ある意味でこの教育委員会の事務局の範囲の外ですけれども、別の当該部署とももっと連携しながら、どう魅力のある質を担保できるようにしていくか。質が上がる方向で魅力的なものになるようにするかという、そのかわり方は考えていく必要があるのではないかと思い、質問をしました。

○学校施設担当課長 今いただきましたご意見につきましては、介護施設の担当の方にお伝えしてまいります。

○教育長 まだ基本計画段階なのではっきり分からないかもしれないけれども、参考資料の3の右下のところに地下1階とあるではないですか。「管理室」というのがあるのだけれども、これは何ですか。

○学校施設担当課長 地下1階のピンク色のところの「管理室」は、学校開放の受付の事務をするところになります。その右側の「通用門」から入りまして、体育館を利用する。その際の受付をする部屋ということになります。

○教育長 基本計画だけれども、分かるように書いておいて。「管理室」は何の管理室なのかよく

分からない。

○学校施設担当課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしい。

○山内委員 直接は関係しないのですが、ここでしか聞けないので。図書文化財課の幹部に伺いますが、北側敷地の、要するに西側の立地、旧かんぼの建物ですけれども、あれの扱いについては何か、その歴史的な建物として考えるというような議論というのはあったのでしょうか。

○図書文化財課長 あそこにつきましては、文化財的価値のある建物であるということはもう我々は認識をしております、所有者に対しましては、歴史的価値があるものだということでご説明をした上で、なるべく保存するようというところでお願いをしておりますが、今のところ残しますよという回答をいただいているという状況です。

○山内委員 一言で言えば、三井不動産がどう対応するかだと思うのですが、何らかの配慮をするというようなことは、彼らは考えているのでしょうか。

○図書文化財課長 我々の対応の中では、なるべく残したいという、表側の部分であったり、残せるものは残したいということで働きかけています。ステンドグラスみたいなのは残せないのかとか、全体的に話はしていますが、全体を残すというのはちょっと難しいような状況かなと思います。

○山内委員 なかなかこういうのは難しい問題だとは思いますが、それぞれの地域の、ある意味で歴史的な空間の蓄積をどう部分的にでも残していくかという意味では、当然全面的には難しくても、やはりそれなりの配慮をしてもらおうような働きかけをしていくということは必要なのかなと思いますけれども。

○図書文化財課長 こちらにつきましては、所有者に対しまして、我々の方から「実は残してほしい」ということで、重要なものであるということで通知を今度、会社宛てにさせていただいて、理解を得られるようというところで進めているところです。

○山内委員 そうですか、分かりました。では、そういう意見がここでもまたあったということで、引き続きそれはしてください。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第5号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第6号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、議案第6号、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてということで、議案資料のナンバー5を使ってご説明いたします。

4 ページ目、資料ナンバー 5-3 をお開きいただけますでしょうか。

ご審議いただく内容につきましては、港区立幼稚園教職員に対し、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含め、「在校等時間」について上限時間等を示すとともに、在校等の時間の上限に係る方針を教育委員会規則等で定めることが求められており、その実効性を高めるために港区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。本日、ご審議いただきご決定された際には、その後、第1回の定例議会の方に議案として上程いたします。

条例改正の趣旨でございます。昨年、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が決まり、超過勤務に関しての上限時間を設定したのはご記憶にあるところだと思います。

それで今回、ここではちょっと資料の中に載っていないのですが、公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が決定し、その中には第5条に、新聞でも話題になりました1年単位の変形労働制の適用。夏休みの休日をまとめて日頃のところで時間を延ばすというようなことができるよというところの改正と、第7条においては、今回出ているのですが、業務時間の適切な管理等に関する指針の策定。この二つがその給特法によって決められている訳です。

その中で、変形労働制については令和3年4月1日施行ということで、もうしばらく我々の中で検討し、学校とも協議する時間があるのですが、今回の業務量につきましては4月1日施行ということで準備をしていかなければなりません。従いまして、資料の方に戻りますけれども、今回告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保に図るために講ずべき措置に関する指針」、これによって超過勤務に基づく業務以外の時間を含む在校等時間について上限時間等を示したものであり、校務をつかさどる校長そして服務監督権者である教育委員会には、教師の業務量の適切な管理も求められることになった訳です。

したがって、次の2番の改正内容のとおり、この後、我々の方で業務量の管理について、指針に基づいて人事委員会の承認を得た上で、教育委員の規則で定めることを条例に規定し、その規則の内容についてはそこに簡潔に書いてあるのですが、まず前から決まっている平素の原則の月45時間以内、年間360時間以内、これが達成されるように教職員の業務量の適正な管理を行いましょ。そしてまた、予見することもできないような業務量が大幅な場合については、月100時間以内、年間720時間以内、これについても教職員の業務量の適切な管理を行いましょ。またさらに、この業務量の適切な管理、また教職員の健康福祉の確保を図るために必要な事項を定めるというような内容で、規則を規定することになります。この施行日については令和2年4月1日ということで、先程お話ししたとおりになります。

参考資料として次の5ページにありますように、昨年度の議論の中で出たガイドラインとか指針等について、去年の資料をちょっとおつけしています。さらにめくっていただいて、参考資料2の中には、その指針というものが一体どういうものになるのかについての概略をおつけしています。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○田谷委員 今、現状では超過勤務というは、大体どれぐらい年で出ているのですか。

○教育指導課長 資料は持ってないですか。幼稚園教職職員については、例えばちょうど研究発表があるとか、行事があるときに、45時間を超える職員が何人か出るようなところはあります。

○教育長 具体的に、どのぐらい。

○教育指導課長 実数については、ちょっと今、統計がないのでちょっとお答えできない状況になります。

○教育長 把握してないのですか。

○教育指導課長 いや、把握はしているのですけれども、ちょっと今、資料が手元に。

○教育長 では持ってきて。幼稚園のものはある。

○教育指導課長 これだけの数しかない。

○教育長 ではちょっと時間が。ほかにいかがでしょうか。

これは条例改正をして、指針に基づいて条例改正をするというのはいいのだけれども、ではこれをして適正な管理をどうするのですかというのが重要なのですけれども、それはどうするのですか。それが具体的に説明がないと、ただの条例改正ですと言っても、それはどうぞやってくださいとなるではないですか。その後どうするのというのも重要な話ではないですか。そこを説明してくれますか。

○教育指導課長 参考資料でおつけしているところの最終ページのところに載っているのですけれども、まずは教職員の、要するに勤務時間については、打刻してやるシステムを今、入れているところです。それ以外にも、教員が例えば自宅に一旦帰っても業務を行っている。それに関しては来年度からはリモートワークということで自宅からもアクセスして、例えば保育のために、または介護のために帰った方たちが前もって申請してあれば、自宅のできる業務、特に個人情報にかかわらないものについては扱えるようになっていきます。それに関してもできるようにし、その中で実際どこまでが自分の時間かということについて把握をしていくものです。

また、これ、全体として働き方改革の推進計画に基づいて業務量をやるということで、常に計画そのもの、教員の業務量を減らすということについては、計画が立っています。それが実際、行われていないときには、こちらの方で行われていない要因等を把握し、それについて指導、助言できるもの、または新しい施策をつくるものについて、我々が具体的に教育委員会として検討していくということになります。以上でございます。

また、業務の分担の見直しというのも学校の中には、例えばどこか偏っている場合には求めなければなりませんし、今実際、モデル校で、南山幼稚園とか箕小学校ですとかやっています。そういった事例も学校の方に広めていくことになります。以上でございます。

○教育長 もう少し何て言うのかな。これはやります、これはやりますという言い方ではなくていいのだけれども、ここの指針の講ずべき措置ではこういうふうに言っている、それを踏まえて港区としてはこれをやります、ここの部分についてはこれをやりますというのをちゃんと理論立ててと

いうか、系統的に説明してくれないと分からないね。

だからつまみ食いのあれですよ、今の説明ですよ。

具体的に講ずべき措置というのは指針に出るから、(1)から全てではないかもしれないけれども、(1)はいいよね、規則において定める、方針を規則等において定める。(2)はどうか、(3)はどうかという形で説明してくれますか、「留意事項」についても。

○教育指導課長 (1)については先程のとおり。(2)については、既に庶務事務システムで教員の管理、時間の管理は行っています。さらにそのICの活用以外に加えて、教員について先程ご説明したとおり、リモートワーク。早く帰らなくてはいけない、自宅でやっている業務についてはリモートワークによって教員が実際自宅でできる。その時間についても、コンピューターを立ち上げ、終了するまでの時間、そして実際にその中で行っている時間を教員の方が申請して、それを勤務している時間として掌握していくということになります。

(3)については、これは規定を重視するというので、そのままでございます。それから教職員の健康及び福祉を確保するためということで、これについてはもう既に教育長室で行っている健康の面談については、もう既に港区でも行っているところです。

それから上限の方針を踏まえたという(5)番のところについてですけれども、在校時間の超過を防ぐための業務分担の見直しや適正化等については、今、実際モデル校がございまして、港区としては筈小学校、南山幼稚園等がやっていますので、そうした取り組みについて広めていくということが我々の責務かなと思っているところでございます。

それから「留意事項」については、上限時間はあくまで「そこまで働いていいよ」ということではなくて、あくまで時間を短くすることが趣旨です。これは、港区においても変わらず、それが働き方改革の計画になってございます。それから虚偽の記録等についてということで、一部新聞報道にありましたように、どこかがこんなのは常識的に書かないものだから言った校長がいるとかいないとか言われています。それについては港区においては、ない。ただ、気をつけないといけないのは、長くなると言われるので、ぴっと打刻してから残り続けて仕事をするという者がいるかどうかということについては、もう既に校長たちにお知らせして、これは本当の実態を把握するためにやっているものなので、そういったことはやらないようにということ、お願いをしているところです。

(3)の持ち帰り業務について。業務の持ち帰りを行わないことが原則となりますけれども、行えないことによってかえって大変なことになってしまうことがあるので、港区としては、要するにリモートワークができるように、ある一定の仕事が自宅からでもできるようにということで、働き方の環境を整えているところでございます。

ただ、やらなくていい業務を、働き方改革推進教育の中で、さらに精査していくということと、スクールサポートスタッフの増員も図りながら、そういった教員の業務が時間内に終わるような体制づくりをしています。都道府県及び文科省については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長 これちょっと下線がたまたま引いてあるので聞きたいのだけれども、現状を。最初の講ずべき措置の（４）の「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること」となっているではないですか。これ、現状ではどうなのかね。今新しいというか、いわゆる何て言うのかな、家に帰って休む時間をきちっととることをこれから入れていこうという考え方もあるのだけれども、実際にはこの休息時間というのは、きちっと確保されているのですか。

○教育指導課長 小学校や幼稚園ということですか。

○教育長 少なくとも幼稚園でいいですよ。

○教育指導課長 幼稚園については、お弁当を食べる時間を一緒について、子どもたちと一緒に食べています。それが終わった後に、降園した後に４５分間休憩がとれるように各園も努力をされていて、ほぼほぼ幼稚園においてはとれているのですが、どうしても今日、出張があるとか早く帰らねばならないとか、この業務を例えば研究発表の前とか展覧会の前とか行事があると、そこは早く食べて仕事をしてしまおうというのが、幼稚園教諭の中にもあることは間違いないです。

ただ、なるべくその時間、その休憩・休息をとることで色々な子どもたちの話題を出して色々な話をする、それから指導の仕方について話をするのが幼稚園の職員の資質能力を高めることにつながっているという意識は持っている、そこについては確保をなるべくしようねという気持ちは幼稚園職員は持っている。ただ、現状としてそれができないときもあると捉えていただければなと思っていますところでございます。

○教育長 それは「休息時間」という言葉で今説明、捉えたからそういう話だけれども、これちょっと違うよ、「終業から始業まで」ですよ。要は、業務を終えて家に帰るではないですか。それでまた来るまでの間の時間を言っているのだけれども。

○教育指導課長 済みません、それについてはきちっと持ち帰り仕事をなるべく少なくしてやれていると。もちろん、幼稚園においては在園時間の中で勤務をし、自宅にはなるべく仕事を持ち返らないというような風土はできています。

○教育長 これは、そういう考え方があるからおそらく下線が引かれているのだと思うのですけれども。そういうのが出てきたではないですか。ちゃんと休息時間を……。要するに勤務していない時間とか、従事していない時間をちゃんととるようにということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。では、さっきのはまだ？

○教育指導課長 はい。

○薩田委員 各小学校の取り組みは今、どこの小学校でしたっけ。

○教育指導課長 筈。

○薩田委員 筈とかというのは、どんな。例えばでいいのですけれども。

○教育指導課長 それを所管しているのは、教育長室になるので。

○薩田委員 では、教えていただけますか。

○教育長室長 まず前半、半分はハード面の整備、後半はソフト面での業務の効率化という取り組みを行っていきまして、夏休みぐらいにかけて、倉庫を改造して、打ち合わせをできるようなスペー

スに、まずハード面では整備をしています。

後半は資料の整理ということで、紙ベースで持っている資料とか、あとはファイルとしてデータとして持っている資料、それらを整理して簡単に資料を見つけられたり、不要な資料はできるだけなくしてスペースを拡大したりとか、そういう取り組みを今、行っているところです。

今後、先程の教育指導課長も言いましたけれども、ほかに南山幼稚園と高松中学校でもそれぞれハード、ソフトの取り組みを行ってきていますので、それで得られた成果については来年度以降、各学校の方にも周知をして、取り組みを促していきたいと考えているところです。

○薩田委員 まずでは、スペースの確保とか、そういうことをまずしないとぐらいな感じなのか。

○教育長室長 やはり特に高松中学校では、職員室の机って、すごい書類が山積みになっているのではないですか。

○薩田委員 いっぱいですよね。

○教育長室長 まず、やはり事務の効率化を図るときは身の周りの整理から始めるということが基本なので、そこを取り組みましょうということで、この3月、冬休み中に高松中学校はやると思われます。南山幼稚園も職員室が非常に雑多な状況だったのです。それを整理して、あるべきところに何があるかというのが一目瞭然になるとか、打ち合わせスペースもきちんと確保するとか、そういう取り組みを夏休みに南山幼稚園は行いました。

○薩田委員 基本的なことが、まずしないと。

○教育長室長 整理整頓から始めるという形のもので。

○教育長 それ、コンサルを入れてやっているやつでしょう。

○教育長室長 そうです。

○教育長 そこから説明しないと、何かただ自分たちでやっているみたいですよ。それは言わないと。

○教育長室長 そういった業務改善のコンサルを入れて。それまでも学校等のそういった業務の効率化を取り組んだコンサルなのですけれども、そこに入ってもらって、ワークショップを各学校の校長、副校長、教員、それから事務職員とかも入ってもらって、まず自分たちでどういう取り組みをやっていたらいいかとか考えてもらって、それを設定した目標に沿って、実施してもらっているのです。

○薩田委員 まだそれに対するその効果は、まだまだこれからということですか。

○教育長室長 そうですね。今ちょうど2月ぐらいに1年間の振り返りを行う予定ですので、その結果が出てからの評価になるかと思えます。

○薩田委員 はい、分かりました。

○山内委員 参考資料1で、昨年提示をされて、そして平成31年度内で検討しますというところまで書いていた訳です。それで今度は参考資料2が、これは国からのものが出てという中で、やはりこの1年間、結局色々な工夫をして取り組んできたという中で、さらに実態がそれでどうなって

いるのかということをやはり出して、あるいは色々検討してきた学校によってはどういう改善があり、しかしこういう工夫をしたけれども、やはり変わらない部分がどうあるのかということも出しながら、ではこういうさらに国から出たものに対して区としてどう対応するのかということは、やはり参考資料2の国の資料に対してのコメントで終わる訳ではなく、区としてきちんと文字としても出していった方がいいのではないかと思うのですけれども。少なくとも内部の資料としてはそれがあつて、やはり各幼稚園に対してきちんとメッセージとしても出せるようにしていかないと、なかなかこの問題というのは改善していかないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育指導課長 先程の田谷委員のご質問の中身、ちょっと12月のものだけぱつと持ってこれたので。12月の超過勤務時間の平均が、園長なんかも全部含めまして26.7時間。ただ、朝については時間が入っていないので、統計時間が勤務時間の開始前については入っていないので、早く来ている方がいると、それより増えているという事態です。

45時間を超えた者が12月については4名。最大の超過時間が57.95ということで、これ誰かも分かっているのですけれども、その方は打刻をごまかしてたりはしていませんので、これは実態どおりだと思っています。

どうしても幼稚園につきましては若手職員が増えている。毎年、採用人数が増えているということは、採用のあれで分かってらっしゃると思うのですけれども、その育成や指導、その方たちの業務がやはり慣れていないので、教えながらですから時間がかかる。この辺の改善もしていかないと難しいということで、幼稚園の若手職員の方については、なるべく圧縮できるものは圧縮して、もう今までだと細かな記録とか、細かな計画とかというのをつくるのが必須だったのですが、それよりも過去につくってきた年間指導教育を生かした指導をしようということで、つくるのは縮減して、何か計画を変えたときだけ大雑把に園長と話し合つて方針を決めようということで、今現在、そういった改善の方法については、園長たちと協議をしながらやっております。

ただ、どうしてもできないのが、幼稚園は事務職がいなくてかいう関係や、用務さんが小学校と兼務だったりとかいうことで、思いのほか、教育そのもの以外のところにとらわれているのをどうするのかというところで、先程の南山幼稚園のような整理する棚をきちつとすることによって、いわゆる5S3Tをきちつとやることによって探す時間をなくすとか、そういうところも幼稚園の中では取り組んでいただいているということになります。

これらについては、指針の方については我々の方も今、区のものということでつくっている最中でございますので、改めて学校だけではなく、この教育委員会の場にもお出しできる機会をというふうに、今度は改めていきたいなと思つているところです。

以上です。

○教育長 一応、働き方改革というのは非常に重要な公務なので、この期というか今、年度末に近くなつてきたので、山内先生が言つたような整理法というのかな。それはつくつておいて報告があるときにやつてもらえますか。これ教育長室がまとめるのですかね。

○教育長室長 計画の取り組みについて、また今年度の状況をまとめて検討会の方にも報告しますので、あわせてこちらの方にも最終案を提示させていただきます。

○教育長 よろしくお願ひします。それでよろしいですか。

○山内委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 令和2年度港区教育委員会事務局組織の改正について

○教育長 次に、日程第2、協議事項に入ります。「令和2年度港区教育委員会事務局組織の改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、協議事項1番、「令和2年度港区教育委員会事務局組織の改正について」ご説明させていただきます。済みません、今、追加でお配りさせていただいている組織図もあわせて見ていただければと思います。

それでは「協議内容」ですけれども、新教育センターの開設を機に、より一層、迅速かつ的確に教育課題に対応するとともに、より効率的・効果的な執行体制を確立するため、令和2年度に向けて事務局の組織を改正いたしますので、それについてご意見をお伺いしたいと思います。

「実施時期」については令和2年4月1日です。

「組織改正の内容」ですけれども、平成30年度に教育推進部と学校教育部の2部制に改編する事務局体制を確立しました。このときは教育長の権限と責任が拡充されたこと、また、人口増加ですとか東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを控えて、教育課題の迅速かつ的確な対応で港区ならではの教育施策のより一層の推進を図ることを目的に行ったものです。

その後、この2部制になってから、今、約2年程経過する訳ですけれども、まだ教育推進部の中に例えば教育長室の教職員支援係など、学校教育に関する部分が残っていたり、業務の役割分断が不明確な点があります。また、特別支援に関する相談、施策についても学務課と教育センターというように分かれていたり、また今後、区立の「みなと科学館」の開設を機に、そちらの安全・安心な管理運営体制の確保、こういった課題がございますので、さらに令和2年4月1日に向けて、教育推進部が担う学校教育に関する事務を学校教育部に集約いたしまして、組織分掌事務を再編することで、効率的・効果的な執行体制の方を確立していくことを目的に実施します。

では、資料1とあわせまして、A3の組織図の方をご覧ください。左側が今年度の組織図と、主なその事務分掌となっております。右側が令和2年に予定している組織図です。組織面で色分け

しているところが今回の組織体制で手をつけます。まず、改正を行う部分です。その隣の分掌事務から出ている矢印については、色々ごちゃごちゃしてしまって申し訳ないのですが、色別にそれがどこの組織に、右側の新組織では移行するかを矢印で示していますので、ご覧ください。組織分掌事務の赤字ところが、主に今回異動、分掌の再編を行う部分になります。

まず、教育推進部の教育長室の部分です。ここでは教職員、区職員、区費講師等、今学校の現場ではさまざまな職員の方々が働いて、学校の運営に携わっている訳ですが、今回そういった講師の給与を含む人事管理を一体的に管理をして、学校教育を担う人材の効果的な活用を図るとともに、教職員の働き方改革のより一層の推進に向けまして、区立幼稚園・学校の人事事務を一元化するため、教職員支援係を学校教育部の教育指導課の方に移管をいたします。

また、教育企画担当が担っています教育行政の個別計画の統括ですとか、私立幼稚園・私立学校に関する事務については、教育企画担当から、新たに教育長室に教育推進担当という組織を設けまして、どちらも担当係長制になりますけれども、そちらの方に移行をいたします。

それから、教育企画担当が担っています残りの業務、学びの多様性プロジェクトなど、学校教育に関する企画業務、こちらを教育指導課の方に移管をいたします。

また、（仮称）芝浦第二小学校の開設ですとか、赤坂小中一貫校導入など、学校の配置に関する業務につきましては、学校の設置、建設計画、学区域の設定から学事までの事務を一体的に推進するため、学務課の方に移管をいたします。これにあわせて、教育企画担当については、その事務を教育長室、学校教育部の方に分散しますので、教育企画担当課長、担当係長を廃止することといたします。

次に、学校教育部の部分ですが、まず学務課のところ、教育企画担当から事務を引き継ぎます。芝浦第二小学校の開設、赤坂小中一貫校の導入など、学校の配置に関する業務を引き継いで、新たに学校計画担当、担当係長制のポストを設置し、また学事担当も現行は担当係長制ですが、こちらを学事係に再編をいたします。

現在、学事担当の係長の下には職員が事務に携わっていますが、その職員は学校運営支援係に配置されています。ですので、これを学事係とすることで、学事係の係長の下に、学事係の職員が配置されるということで、その指揮命令系統を明確にいたします。

また、特別支援相談担当が学務課に現在ございますけれども、こちらを教育指導課の方に移管しまして、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育センターの相談センター機能の強化を図ってまいります。

続いて、教育指導課の方になりますが、従来から同様ですが、国際人育成、特別支援教育ですとか、情報活用能力の育成など、多くの教育課題へ今、対応が迫られています。また、教職員の働き方改革を含みます学校現場の指導、支援ですとか教職員の人事管理を充実させるため、教育指導課を教育人事企画課、そして教育指導担当（担当係長制）の1課1担当課長制に再編をいたします。

教育人事課については、学校教育の企画調整、それから教職員の人事管理を担うとともに、教育

長室から教職員支援係を引き継いで、名称を教職員人事係に改めまして、学校にかかわる人材を戦略的に配置し、活用する役割を担うこととします。

次に、教育指導担当は、組織図で言うと点線で線を引いてある教育支援係、統括指導主事をその傘下に組織として置くこととなりますけれども、学校現場での教育支援機能を担うこととします。あわせまして教育センターを所管して、現行の教育相談に加えまして、学務課から特別支援相談担当を引き継いで、名称を特別支援教育担当、担当係長制に改めますけれども、それとともに適応指導教室を教育指導課から移管をしまして、不登校等への対応を含めた相談センターとしての機能を強化します。

また、教育センターの機能として、若手教職員の増加に伴う指導力の向上のために、カリキュラムセンター機能の強化を図るとともに、新たに設置する港区立みなと科学館を所管をいたしまして、体験学習機能の確立ですとか、安全・安心な施設運営を確保するための執行体制を構築することといたします。

なお、この組織改正に伴いまして、組織のポスト数、それから職員の定数については現在と同様という、こういう改正となりましたので、あわせてご報告させていただきます。

私からは以上ですので、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

これちょっと分掌事務のところなのだけれども、この机上配布してもらった改正案のところの学校教育部の、どういうふうに言えばいいかな。教育人事企画課の係で言うと5番目の指導主事とあるではないですか。指導主事の分掌事務、学校教育の総合的な企画及び調整、関係計画の作成、計画に沿った評価、これをやるのですよね、この指導主事は。

これは、具体的にどんなことやるのか。というのは、教育推進部の教育長室の二つ目の係、教育推進担当に、教育行政の総合的な企画及び調整という言葉があるのだけれども、これとの関係において、学校業務の総合的な企画及び調整というのがあるのだけれども、関係計画とは何なのか。

○教育指導課長 学校教育推進計画は来年度つくります。それからICTの国の方の1人1台のタブレットなのかという計画を担保していきます。そういったところに対応するために、センターでなく本庁の方において、人事企画担当課長と幼児教育専門官等とそういった施策について立ち上げて、計画していくということが今回、考えているところでございます。

○教育長 そうすると、教育推進部の教育推進担当の個別計画、これ改訂管理というのがよく分からないのだけれども、これはその関係では、学校教育推進計画との関係では……。

○教育長室長 教育推進担当の方が担うのは、今の学校教育計画も含めて、各所管で生涯学習推進計画ですとか、図書館の計画などありますので、全体としてスケジュール管理を行ったり、あとはアンケート調査などを実施するときにはその進捗について全体として歩調を合わせていけるように、その調整を行っているそういう役割を担うことに今はなっています。

○教育長 そうすると記載の文言で、それが分かるように書いた方がいいのではないですか。

○教育長室長 はい。

○教育長 押印して後でこういう文字で書いてしまうと「いや、これはこうではないよ」ともめるので、こういうものは。

それから、さっきの教育推進担当の細かい話なのだけれども、「改訂」ではなくて「策定」が入るので、これ。

○教育長室長 入ります。

○教育長 青字と緑字となっているのだけれども、これは緑、オレンジ、ここはどういう意味なのか。

○教育長室長 青字、組織名のところですか。

○教育長 うん、係。

○教育長室長 これは組織が主にどこに移行したかをできるだけ分かりやすくするために色分けをしたもので、例えば学務課の特別支援相談担当は、教育人事企画課のところに業務としては引き継いで移管しているというのを分かりやすくするために色分けしたものです。

○教育長 まず、そこまで考えなくていいような気がする。なぜかと言うと、教職員人事係は両方から来るのではないですか。それで青になっていると、かえって分からないでしょう。そこだけだったらいいのだけれども。

○教育長室長 表全体については、もう一回。

○教育長 これ、じっくり見ていると終わらない。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 令和元年度教育委員会表彰受賞者について

○教育長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。「令和元年度教育委員会表彰受賞者について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料ナンバー1の方をご覧ください。「令和元年度港区教育委員会表彰受賞者について」ご報告させていただきます。

令和元年度港区教育委員会表彰につきましては、1月15日に表彰審査会の方を開催いたしまして受賞者を決定いたしましたので表彰式を行います。

表彰審査会のメンバーにつきましては、一番最後の参考資料の方に名簿を添付させていただきましたが、今年度から新たに学校教育部長、森部長の方にも参加していただいているところです。

それでは、資料の1の方に戻りまして「概要」ですけれども、教育委員会では、区内在住または在学の幼稚園児、小学生、中学生等が東京都大会規模以上の行事、大会等で優秀な成績を収めた場合、その功績をたたえ、他の生徒への意欲喚起を目的として表彰を行っているものです。

2番の「受賞者」ですが、今年度は応募者が個人46人、団体6団体のうち、表彰受賞となったのが個人35人、団体6団体でございます。その受賞者については、2枚目の別紙1のところから記載しております。

3番の表彰基準については、別紙2のとおりになりますのでご参照ください。

「表彰内容」につきましては記載のとおりで、記念品については昨年度と同様です。

表彰式の日時・場所ですが、令和2年2月4日火曜日、午後4時から、港区立郷土歴史館の旧講堂で開催をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

簡単ですが、説明の方は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いたします。

中身というより、表彰式の会場のお話なのですけれども、歴史館はどっちにしても大丈夫ですか、これだけの人数をうまくさばけますか。

○教育長室長 席の間は確かに狭いのですが、今この人数であれば、何とか席の真ん中を開けるような形で、席の両サイドを使う形で、一応授賞式は行えるように考えています。

○教育長 保護者の人が結構来られるではないですか。保護者も含めて会場には入れるということですか。

○教育長室長 そうですね、保護者の方は後ろの方に集まっていただいて、前の方は受賞の子どもたちの方で。大体10列ぐらい使って。

○教育長 保護者も座れるのでしょうか。

○教育長室長 保護者は椅子は使わないです。

○教育長 座れないのね。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 それでは「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 では、教育委員会報告資料ナンバー2をご覧ください。「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告をいたします。

臨時休止期間につきましては、項番1、令和2年4月13日から4月17日の5日間になります。

項番2「理由」は水抜きによる安全点検及び清掃のためです。

項番3「告示日」は1月31日。

項番4の周知方法は、記載のとおりとなります。

参考ですが、次のページにプールの休止期間中の作業工程を添付しております。どうしても、この作業工程を見る限りですと、5日間の確保は必要となります。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和元年度卒業式・修了式「お祝いの言葉」について

○教育長 次に、「令和元年度卒業式・修了式『お祝いの言葉』について」説明をお願いします。

○教育指導課長 報告資料ナンバー3、「令和元年度卒業式・修了式の『お祝いの言葉』について」ということで、指導主事の方で作成をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

幼稚園、小学校、中学校の3点です。幼稚園については、いつも特別な人を出さずに定型を基本としてつくっています。

小学校につきましては、今回はオリンピック・パラリンピックということで2020大会もありますので、クーベルタン男爵とオリンピズムということで、国際親善や希望と勇気を基調として書かせていただきました。

中学校においては、ノーベル賞を受賞された吉野さんということで、リチウムイオンの有名な方でございますが、その方の努力を重ね続けるということで、研究には長い年月をかけて研究されたということと、その人となりのご本人が持たれていた研究への信条が共感できるものがあるということで検討させていただいて、文章へ起こさせていただきます。

報告は以上となります。これにつきましては、まだ修正をする時間は少しだけございますので、ご意見等あればいただいて、修正をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 具体的にいつまでに。

○教育指導課長 スケジュールについては、教育長室の方に提出するぎりぎりまでということになりますので。

○教育長 だから、具体的にいつまで。

○教育指導課長 私は把握していませんので。

○教育長 というか、教室長室の期日はあるのだろうけれども、それを、意見をもらって修正するのは教育指導課でしょう。それがいつか。

○教育指導課長 いつまでに最終原稿をくださいと言われていないので、ちょっとそのところは見積もっておりませんが、いただいて1週間あれば修正できるので。

○教育長 では、いつまでと分からないですね。

○教育指導課長 ちょっと今、時間を。

○教育長 いつまで。

○教育指導課長 原稿期限を聞けば。

○教育長 分からない。今日ではなくていいということですね。

○教育指導課長 はい。

○—— 今、確認してみます。

○教育長 では、ここでご意見があれば、とりあえずの意見でもいいですね。

○教育指導課長 とりあえず気になるところがあればおっしゃっていただいて、追加のこともまだ受けられますので。

○教育長 では、それはまた後で教えてください。

いかがでしょうか。

○山内委員 幼稚園のお祝いの言葉で、みんなでオリンピックを見に行きますよと書いてあるのですけれども、港区の小学校は、区立小学校は、1年生はみんな見に行くのですか。

○教育指導課長 はい。

○山内委員 全員、1年生から全員。

○教育指導課長 小・中学校及び5歳児の幼稚園児は全員見に行きます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと気をつけてもらいたいというか、正確な表現にしてもらいたいものだけでも、「オリンピック・パラリンピック」と書いてあるところがあるし、「オリンピック」だけのものもあるではないですか。あるいは「オリンピック」だけ。ここは正確にちょっと書いて。64年のオリンピックのときはパラリンピック、ここから始まったのではなかったですか、前。「東京オリンピック」しか書いていないではないですか。

それから小学校のやつを今、言っているのですけれども、後半の「例えば」のところの Paragraph で「オリンピックに出場する選手の多くは」と書いてあるけれども、これパラリンピックに出場する選手は、ではどうなるのという話にならないですか。「オリンピックだけ」となってしまう。

それから、今までもあったのかどうか分からないのですけれども、悪いという訳ではないのだけれども、聞く方にとってどうなのかなというので、体言止めがあるではないですか今回、いくつか。これは今までもありましたか。

○教育指導課長 体言止めはなるべく少なくしています。

○教育長 そうすると乱発していますよね、二つ連続で。ちょっとそれは質問なので、そういうところをちょっと注意してもう一回、確認なり見てもらえますか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 これは報告事項なので、ここにいる部課長も見てもらって、何かあれば指摘してください。教育委員の先生方だけではなくて。

○—— 締め切りはいつでしたか。

○教育長 とりあえず、先生方よろしいですか、今日のところは。では、締め切りはまた後程またご連絡したいと思います。

この報告事項は、以上とさせていただきます。

4 後援名義等の12月使用承認について

5 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について

6 生涯学習スポーツ振興課の12月の各事業別利用状況について

7 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について

8 図書館・郷土歴史館の12月行事実績について

9 図書館の12月分利用実績について

10 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について

11 2月教育指導課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の12月使用承認について」、「生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について」、「生涯学習スポーツ振興課の12月の各事業別利用状況について」、「生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について」、「図書館・郷土歴史館の12月行事実績について」、「図書館の12月分利用実績について」、「図書館・郷土歴史館の2月行事予定について」、「2月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告については、配布資料のとおりです。

各報告事項について、ご質問をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は、以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日、予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員から、何かありますでしょうか。

よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を2月10日月曜日午前10時から開催する予定です。よろしくお願いいたします。
お疲れさまでした。

(午前11時50分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子